

2020年5月29日

在学生及び教職員の皆様

駿河台大学  
学長 大森一宏

## 入構制限等の段階的解除に関する今後の基本方針について

5月25日(月)の政府の「緊急事態宣言解除」及び埼玉県の「緊急事態措置等の解除」の発表を受けて、本学は6月1日(月)より、状況をみながらキャンパスの入構制限等を段階的に解除し、次のステージへ向かうことにいたします。

しかしながら、現状は安全宣言が発出されたものではなく、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクは依然として危惧されます。本学では、第1に学生及び教職員の健康上の安全性を最優先に考慮し、その上で教育提供の責務を果たすべくと考えています。したがって、緊急事態宣言の解除をもって直ちに大学の機能を一斉に回復させるのではなく、既に5月22日付け学長名文書にてお知らせした通り、春学期の授業は全回オンラインでの実施を基本とし、状況の推移を考慮しつつ段階的に制限の緩和を進めていきます。

ついては、下記の通り入構制限等の段階的解除に関する今後の基本方針及び制限内容について記しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、学生の皆さんと教職員にお願いが2点あります。1点目は、「自分では気付かないうちに新型コロナに感染し、身近な誰かに感染させてしまうリスク」を十分に認識して適切な行動を心掛けて欲しいという点。2点目は、感染症流行下の厳しい社会情勢の中で様々な環境におかれた学生の方々がいますので、お互いの状況を思いやりながら、学習及び教育研究活動等に当たっていただきたいという点です。

特に学生の皆さんが学習、就職、健康面等で少しでも不安なこと、困っていることがあれば、遠慮なく大学の相談窓口までご連絡ください。

もう暫く困難な状況が続くそうではありますが、一日も早く学生の皆さんとキャンパスでお会いできる日が来ることを心より望んでいます。

(記)

### 1. 春学期における今後の基本方針について

- (1) 春学期の全ての授業回について、オンラインによる授業を基本とすることを継続します。
- (2) 引き続き、不要不急の登校は避けてください。詳細は、次項目「2. 入構制限期間の延長及び入構制限内容の一部緩和について」以降を参照してください。
- (3) 入構制限等の段階的解除は、感染拡大を防ぐ方策を施しつつ状況をみながら行います。首都圏における感染状況によっては、再度制限を設ける(強化する)こともあり得ます。

### 2. 入構制限期間の延長及び入構制限内容の一部緩和について

- (1) 入構制限期間の延長  
8月11日(火)まで(春学期オンライン授業期間の終了まで)  
ただし、状況をみながら期間を短縮又は延長する場合があります。
- (2) 入構制限内容の一部緩和  
6月1日(月)から本学の教職員及び次の事項に該当する学生に限り、入構制限内容の一部緩和し、メディアセンターへの入館を許可します。
  - ① オンライン授業を受講するための自宅のネット環境が著しく厳しい状況にある学生
  - ② 大学院生の修士論文の執筆(院生室の利用は不可)
  - ③ 4年次生の卒業論文の執筆
  - ④ 最終年次の就職活動(事前にキャリアセンターの許可が必要)
  - ⑤ 本学の教職員※ メディアセンター入館に関する詳細は、「メディアセンターの一部利用再開について」

(<https://www.surugadai.ac.jp/mediacenter/news/901ef5a25cc623ffe7ef879620d09ecc3647132e.pdf>)を参照してください。

### (3) 継続する入構制限内容

引き続き、**8月11日(火)まで**次の通り入構制限を継続します(上記(2)①～③該当者を除く)。

- ① 原則としてキャンパス内(各建物・施設を含む)への入構(立ち入り)を禁止します。  
※ただし、キャンパス内にある学生寮(フロンティアタワーズ、スポーツ館、フロンティアS館)に在寮している学生については、スクールバス利用の際のキャンパス内への入構を認めます。
- ② 全ての窓口業務(事務手続等)を休止します。  
※入構制限期間内での問い合わせ(例:健康相談、奨学金手続、就職相談、学費納付、在留手続等)は、電話やメールにて個別に対応しますので、直接、関係事務部署へ連絡してください。  
※電話やメールでは困難な事務窓口等での個別相談、急を要する事務手続など、止むを得ず入構する必要がある場合には、**必ず事前に関係部署に連絡の上、予め入構の許可を得る**ようにお願いします。  
(注1) 電話での問い合わせは、日曜・祝日を除く10:00～17:00の間をお願いします。  
(注2) メールでの問い合わせは、内容により、対応に時間を要する場合があります。  
(注3) 照会先の詳細は、[別添]「事務取扱案内」を参照してください。
- ③ 在学生の方で、入構制限期間内に在学証明書などが必要となった場合、郵送での取り扱ひも行います。郵送による申込方法等詳細については、駿河台大学同窓会ホームページの証明書申込方法(<https://www.surugadai.ac.jp/dousou/proof.html>)を参照してください。

## 3. 課外活動について

学生の課外活動(サークル活動・部活動)は、安全を確保しながら段階的に制限を緩和して活動の再開を目指しますが、引き続き現行の制限を次の通り継続します。

### (1) 活動制限期間の延長

- ① サークル活動(公認団体、体育部会、文化部会、届出団体) …**8月11日(火)まで**
- ② 部活動(強化指定・支援クラブ、スポーツ公認団体) …別途通知します。

### (2) 継続する制限内容

- ① サークル活動全般
- ② 部活動全般

(3) 制限の期間や内容を緩和する場合は、別途通知します。

## 4. 研究活動について

- (1) 研究活動は、引き続き、**8月11日(火)まで**在宅研究を基本としてください。
- (2) 現在進行中の実験・研究の継続に必要な最小限の研究関係者(原則として教員)のみ学内への立ち入りを許可します。
- (3) オンライン授業の準備・実施及び研究に必要なメディアセンター利用による学内への立ち入りは許可します。
- (4) 大学院生への研究指導はオンラインシステムを利用して行ってください。

## 5. その他

- (1) 8月11日(火)までは、全ての懇親会(コンパ・打ち上げ等)を禁止します。
- (2) 既述の通り、状況をみながら適宜制限内容を変更し、本学のホームページ、ポータルサイト(ポタロウ)にてお知らせしますので、最新の措置状況について注視するよう心掛けてください。

以上

## 駿河台大学 事務取扱案内（お問い合わせ先一覧）

〒357-8555 埼玉県飯能市阿須698 TEL 042-972-1111（代表）【総務課】

お問い合わせ内容	電話番号	メールアドレス
<b>【学生支援課】</b> 履修相談、各種証明書発行、課外活動（サークル活動）、 学生生活全般、学生寮・アパート紹介、ボランティア、 奨学金、父母会・互助会・同窓会事務局	042-972-1101	gakusei@surugadai.ac.jp
<b>【教務課】</b> 学部・大学院の履修登録、定期試験・成績、科目等履修 生等	042-972-1110	kyoumu@surugadai.ac.jp
<b>【財務課】</b> 学費等納付金について	042-972-1191	zaimu@surugadai.ac.jp
<b>【健康相談室】</b> 学生の健康相談、悩みごと相談等	042-972-1783	hoken@surugadai.ac.jp
<b>【体育課】</b> 課外活動（運動部）、体育施設利用等	042-972-1147	taiiku@surugadai.ac.jp
<b>【メディアセンター（情報システム課）】</b> AVライブラリー、コンピュータ関係	042-972-1199	media@surugadai.ac.jp
<b>【メディアセンター（学術情報課）】</b> 図書関係	042-972-1171	media@surugadai.ac.jp
<b>【キャリアセンター（キャリア教育・就職支援課）】</b> 就職に関する事項全般、公務員講座、キャリアカレッジ等	042-972-1131	syusyoku@surugadai.ac.jp
<b>【地域連携課】</b> 公開講座、インターンシップ等	042-972-1181	tiiki@surugadai.ac.jp
<b>【グローバル教育センター（グローバル教育課）】</b> 語学に関する事項全般、海外留学等	042-972-1218	kokusai@surugadai.ac.jp
<b>【入試広報課】</b> 入学試験、オープンキャンパス等	042-972-1124	nyushi@surugadai.ac.jp

※電話での問い合わせは、日曜・祝日を除く 10:00~17:00 の間にお願いします。